

岡山県周産期医療協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、岡山県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
- (2) 岡山県保健医療計画（周産期医療に関することに限る）に関する事項
- (3) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む）に関する事項
- (4) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
- (5) 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む）に関する事項
- (6) 搬送コーディネーターに関する事項
- (7) 地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項
- (8) 岡山県医療対策協議会（産科医療対策部会）に関する事項
- (9) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の委員は、保健医療機関・団体の関係者、消防関係者、学識経験者、行政関係者等から知事が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

(会 長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部地域医療推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。